

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

No	法 令 名	根拠条項	許認可等の内容	基準	標準処理期間
1	教育職員免許法	第5条第1項	普通免許状の授与	未設定	20日間
2	〃	第5条第5項	臨時免許状の授与	未設定	20日間
3	〃	第15条	免許状の書換、再交付	未設定	20日間
4	〃	第16条第1項	教員資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与	未設定	20日間
5	〃	第16条の2	特定免許状失効者等に対する免許状の再授与	未設定	未設定

審査基準整理表

所管名	教育庁義務教育課
-----	----------

許認可等の項目	普通免許状の授与
根拠法例・条項等	教育職員免許法第5条第1項
法令の定め	普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、免許法第5条第1項の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
審査基準の内容	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。
標準処理期間	20日

審査基準整理表

所管名	教育庁義務教育課
-----	----------

許認可等の項目	臨時免許状の授与
根拠法例・条項等	教育職員免許法第5条第5項
法令の定め	臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。 1. 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者 2. 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
審査基準の内容	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。
標準処理期間	20日

審査基準整理表

所管名	教育庁義務教育課
-----	----------

許認可等の項目	免許状の書換、再交付
根拠法例・条項等	教育職員免許法第15条
法令の定め	免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由を申し立て、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願い出ることができる。
審査基準の内容	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。
標準処理期間	20日

審査基準整理表

所管名	教育庁義務教育課
-----	----------

許認可等の項目	教員資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与
根拠法例・条項等	教育職員免許法第16条第1項
法令の定め	普通免許状は、教育職員免許法第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（教員資格試験）に合格した者で、同項各号に該当しない者に授与する。
審査基準の内容	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。
標準処理期間	20日間

審査基準整理表

所管名	教育庁義務教育課
-----	----------

許認可等の項目	特定免許状失効者等に対する免許状の再授与
根拠法例・条項等	教育職員免許法第5条及び第16条の2
法令の定め	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二条第六項に規定する特定免許状失効者等(第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。
審査基準の内容	あらかじめ具体的な基準を定めることは困難
標準処理期間	あらかじめ具体的な処理期間を定めることは困難